

居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算の取扱いについて

1 特定事業所集中減算の概要

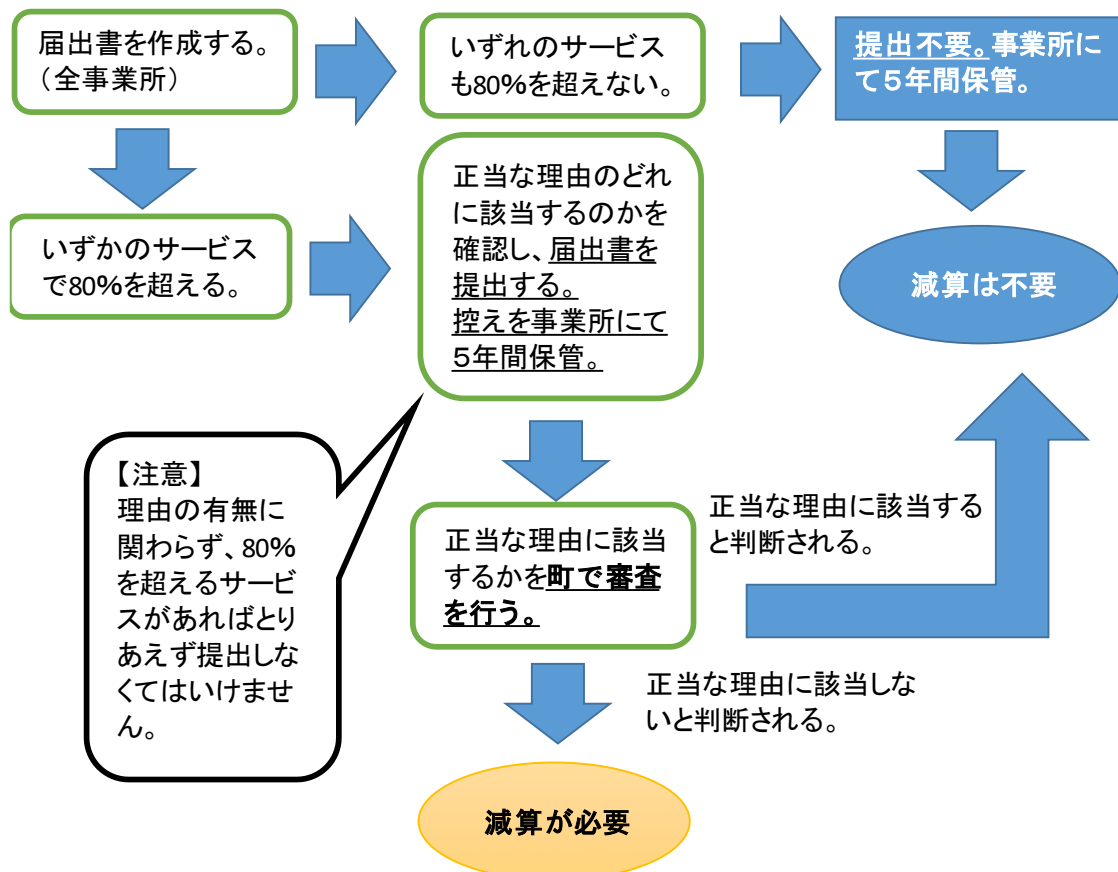
特定事業所集中減算は、居宅介護支援の公正中立の原則について遵守を図る趣旨の減算です。判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、給付管理の対象となっている居宅サービスが位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、最もその紹介率の高い法人（以下「紹介率最高法人」という。）を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、いずれかについて、正当な理由なく80%を超えた場合に、すべての居宅サービス計画に係る居宅介護支援費について200単位減算されるものです。

2 判定期間、町への報告期限、減算適用期間等

	判定期間	町への報告期限	減算適用期間
前期	3月1日～8月末日	9月15日	10月1日～3月31日
後期	9月1日～2月末日	3月15日	4月1日～9月30日

3 判定から審査の流れ

判定期間ごとに、全事業所において80%超過がないか確認を行い、正当な理由の有無に関わらず1事業所でも80%を超過する場合は県に届出を行う必要があります。期日までに町に提出がない場合は、正当な理由の有無に関わらず減算が適用となりますので注意してください。



4 算定方法

(1) 紹介率最高法人の割合（通所介護の場合）

【通所介護に係る紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数】

$$\div \text{【通所介護を位置付けた居宅サービス計画数】} \times 100 \quad > 80\% \text{（減算）}$$

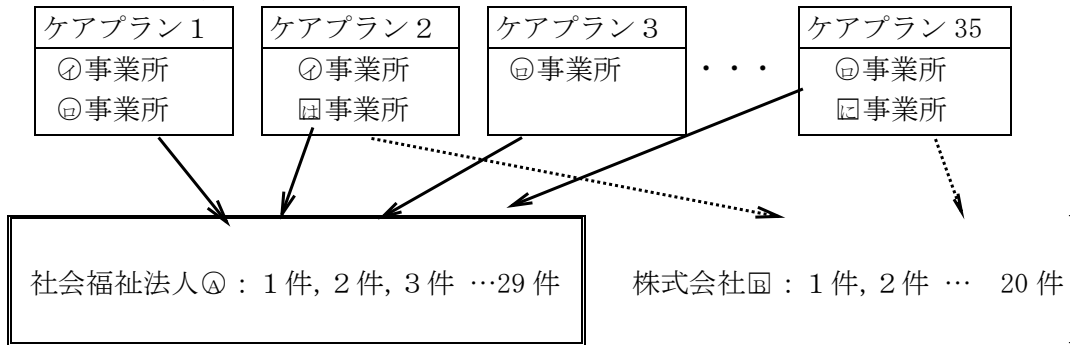
$$\leq 80\% \text{（非減算）}$$

(2) 紹介率最高法人の判定方法（通所介護の場合）

社会福祉法人㊤が有する通所介護事業所：㊤事業所 ㊤事業所

株式会社㊤が有する通所介護事業所：㊤事業所 ㊤事業所

※通所介護を位置付けた居宅サービス計画数は、全部で35件



紹介率最高法人は、㊤法人。通所介護を位置付けた居宅サービス計画35件に対する、㊤法人を位置付けた計画（29件）が占める割合は

$$29 \div 35 \times 100 = 82.9\%$$

（小数点第2位以下四捨五入）

(3) 計算上の注意

- ・ ケアプラン1の場合のように、開設者が同じ法人（㊤法人）の事業所が複数位置付けられていても、㊤法人を位置付けた計画数は1件でカウントします。
- ・ ケアプラン2の場合のように、開設者がそれぞれ違う法人（㊤法人、㊤法人）の事業所の場合は、㊤法人を位置付けた計画として1件、㊤法人を位置付けた計画として1件、とそれぞれの法人でカウントします。
- ・ ケアプラン1，2及び35の場合のように、2以上の事業所が位置付けられている場合でも、通所介護を位置付けた居宅サービス計画数はあくまで計35件です。
- ・ 給付管理を行った居宅サービス計画を対象とします。
- ・ 介護予防サービス計画は含まない。
- ・ 運営実態のあるみなし指定事業所は含まれます。

5 正当な理由の範囲（平成27年9月1日以降の宮崎県における取扱い）

「4 算定方法」により80%を超えた場合、超えるに至った理由について「正当な理由」があり適切な理由である場合には、特定事業所集中減算の適用を受けません。

【理由1】居宅介護支援事業所の運営規程に定める「通常の事業の実施地域」に、訪問介護等の事業所が、サービスごとでみた場合に、5事業所未満である場合。

※ みなし指定事業所（医療機関が実施する訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションのこと。）については「介護サービス情報公表システム」で検索できる事業所数でカウントする。

【理由2】特別地域居宅介護支援加算を受けている事業所である場合

【理由3】判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が事業所全体で20件以下である場合

【理由4】判定の結果80%を超えたサービスであっても、判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が10件以下である場合

【理由5】サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると客観的な挙証資料により認められる場合。

具体的には以下のいずれかに該当するものとする。

ア 利用者からサービスの質が高い旨の理由書（様式4）を受けている場合であって、地域ケア会議その他個別のケースを地域で検討する会議にその利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているプランを除いて再計算した結果、80%を超過しない場合。

イ 判定期間中に新規、更新、変更した居宅サービス計画について、アセスメントの結果、各種加算等の体制を届出ている事業所を位置付ける必要がある場合に、次の①もしくは②に該当するプランを除いて再計算した結果、80%を超過しない場合。（該当するプランのアセスメント、居宅サービス計画第1表から第7表の写しの添付が必要。）

① 各種加算等の体制を届出ている事業所が、居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域内に1箇所しかない場合。

② 各種加算等の体制を届出ている事業所について、利用者が適切な情報提供を受け、複数の事業所を比較検討し、利用者からサービスの質が高いことを理由にサービスを利用したい旨の理由書（様式4）の提出がある場合。

【理由6】その他、地域的な事情も含め諸般の事情を総合的に勘案し、正当な理由があると客観的な挙証資料により認められる場合（該当する居宅サービス計画を除外して再計算を行った結果、80%を超過しない場合）

【留意事項】

- 紹介率最高法人が80%を超えた理由が、上記1～5に該当する場合には、届出書の⑤の該当番号に数字を記載してください。
- 届出された正当な理由、提出された資料の内容等によっては、資料の提出、追加を求めるなど、個別のヒアリングを実施する場合があります。また、正当な理由があるとして提出した場合でも、認められないとされた場合には、減算が適用されます。

6 判定様式

様式の電子データは国富町ホームページからダウンロードできます。

→ 国富町ホームページトップ > 健康・福祉の情報 > 介護保険
> 事業所へのお知らせ・介護保険様式

様式①	「居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算に係る届出書」
様式②	「居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算に係る判定表」
様式③	「再計算書（正当な理由(5)又は(6)の場合）」
様式③の2	「再計算の対象にした居宅サービス計画一覧表」（正当な理由(5)又は(6)の場合）
様式④	「理由書」

- ・ 様式②で紹介率最高法人を判定し、様式①により各サービスの紹介率最高法人の紹介率を算定します。
- ・ 80%を超えないサービスについても記載してください。

【提出書類一覧表】

提出する書類			様式①	様式②	様式③、 様式③の2	様式④
いずれのサービスも紹介率が80%を超えなかった場合			×	×	×	×
いずれか1つのサービスでも紹介率が80%を超えた場合	正当な理由に該当しない		○	○	×	×
	正当な理由に 該当する	理由1	○	○	×	×
		理由2	○	×	×	×
		理由3	○	○	×	×
		理由4	○	○	×	×
		理由5ア	○	○	○(※1)	○
		理由5イ①	○	○	○(※2)	×
		理由5イ②	○	○	○(※2)	○
		理由6	○	○	○	×

※1 ①地域ケア会議等の議事録の写し、②提出した居宅サービス計画書（第1表～第3表）の写しを添付してください。

※2 ①アセスメントの写し、②居宅サービス計画（第1表～第7表）の写し（記録も含む）を添付してください。

※3 上記の添付資料は、できる限り両面コピーしたものを提出してください。

7 提出先等

提出先	〒880-1192 国富町大字本庄4800 国富町役場保健介護課介護係
提出部数	1部
提出方法	郵送または持参。 封筒に「特定事業所減算関係書類在中」と朱書きしてください。

7 Q & A

(問1) 通常の事業の実施地域について、市町村合併後の市町単位で届け出ているが実態は旧市町村の地域を主としてサービス提供している。こうした実態に応じて通常の事業の実施地域を変更することは可能か。

(答) 可能ですが、運営規程に定めるなどして適切に対応してください。なお、サービス提供地域の実態については変更届出時に確認することがありますので、客観的な挙証資料を備えておいてください。

(問2) 給付管理を月遅れで行った場合、どの月の件数として算定すればよいのか？

(答) サービス提供を行った月の件数としてカウントしてください。例えば、10月にサービス提供を行った分の給付管理票の提出を、月遅れで12月に行った場合には、10月分に計上してください。

(問3) (5) のアでは地域ケア会議その他個別のケースを地域で検討する会議にその利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているケースについて、どのような資料で証明すればいいか。

(答) 会議の議事録（開催日時、出席者名、議事の詳細が記載されているもの）の写し及び提出された居宅サービス計画の写し（第1表～第3表）で確認します。

(問4) (5) のイを新たに設定した主旨は何か。

(答) 本減算の主旨は、居宅介護支援事業所による特定の居宅サービス事業所への意図的な集中利用を抑止することです。指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第1条第2項においては「指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。」とされています。このように、公正、中立な立場で利用者の選択を支援するのが介護支援専門員の重要な役割となっていますので、平成27年度改正に伴い、改めて、この基本に立ち返るため設定した条件です。

また、居宅サービス計画は個々の利用者の特性に応じて作成されるものですので、事業所を選択する理由も利用者によってさまざまであるはずで、このため、正当な理由に該当するものとして提出された居宅サービス計画や理由書が、全て同じ加算の算定によるものであるような場合などは、正当な理由に該当しないこともありますので留意してください。

(問5) (5) のイで言う「各種加算等の体制を届出ている」とは何か。

(答) 介護給付費算定に関する届出書における届出内容のことです（割引等も含む）。なお、加算等を届け出ないが、同等の体制にあるものとして客観的な挙証資料の提出があった場合も含みます。

(問6) (6) でいう諸般の事情とはどのようなことを想定しているのか？

(答) 災害や他事業所の休止、廃止等で引き継がざるを得なかった事例や、支援困難として市町村や地域包括支援センターから依頼があった事例等を想定しています。

(問 7) 平成 28 年 4 月 1 日から当減算の対象サービスとして地域密着型通所介護が加わったところであるが、平成 28 年 4 月 1 日前から継続して通所介護を利用している者も多いが、通所介護と地域密着型通所介護とを分けて計算する必要があるか。

(答) 通所介護と地域密着型通所介護の紹介率については、2 つのサービスの位置づけのある居宅サービス計画を合算して算出してかまわない。(実質、移行前の算出の方法から変更なし。) ※ただし、平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に作成される居宅サービス計画に限る。